

青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和 8 年 1 月 6 日

青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長

荒谷省吾

青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程第一号

青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程第四号）の一部を次のように改正する。

「青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十号）第二章の規定」を「青森県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する条例（令和五年青森県後期高齢者医療広域連合条例第一号）の施行」に、「広域連合長が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第三十一号）」を「青森県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する規則（令和五年青森県後期高齢者医療広域連合規則第三号）」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。